

京 都 大 学 降 任 等 審 査 委 員 会 要 項 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学降任等審査委員会要項 (平成24年3月28日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 人事制度検討会の委員 3名</p> <p>(2) <u>総務部総務課法規企画室</u>専門業務職員(法務・コンプライアンス担当) 1名</p> <p>(3) その他審議事案ごとに委員長が必要と認める者若干名</p> <p>2 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学奨学金返還免除候補者選考委員会要項 (平成16年12月7日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部奨学厚生課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">教育制度委員会規程 (平成16年6月15日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) 学務部長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">FD研究検討委員会規程 (平成18年12月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) 学務部長</p> <p>(4) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) <u>総務部法務・コンプライアンス課</u>専門業務職員(法務・コンプライアンス担当) 1名</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>第6 委員会に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) }</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学教務事務電算管理運営委員会要項 (平成元年1月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 各研究科の専任の教授、准教授又は講師各1名</p> <p>(2) <u>高等教育研究開発推進機構</u>の推薦する教授、准教授又は講師1名</p> <p>(3) 学務部長及び情報部長</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学アフリカ地域研究資料センター要項 (平成8年2月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8 センターの事務は、<u>東南アジア研究所等事務部</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学女性研究者支援センター要項 (平成18年9月5日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6 センターの事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学次世代研究者育成支援事業の実施に関する規程 (平成21年9月8日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 <u>次世代研究者育成支援事業及びセンター</u>に関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学際融合教育研究推進センター要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第8 <u>運営委員会</u>に関する事務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p>	<p>第3 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) <u>国際高等教育院</u>の推薦する教授、准教授又は講師1名</p> <p>(3) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第8 <u>センターの事務組織</u>については、<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)</u>の定めるところによる。</p> <p>第6 <u>センターの事務組織</u>については、<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 次世代研究者育成支援事業に関する事務は、<u>研究国際部研究推進課</u>において処理する。</p> <p>2 <u>センターの事務組織</u>については、<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)</u>の定めるところによる。</p> <p>第8 <u>センターの事務組織</u>については、<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)</u>の定めるところによる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学微生物科学寄附研究部門要項 (平成20年9月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8 寄附研究部門の事務は、<u>農学研究科等事務部</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 総合専門業務室に、室員として、専任又は兼任の首席専門業務職員、上席専門業務職員、主任専門業務職員又は専門業務職員を置くことができる。</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）又は事務本部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学障害学生支援室要項 (昭和55年10月1日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第7 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 室長</p> <p>(2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) その他総長が必要と認める教授又は准教授 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (監査の実施)</p> <p>第3条 監査は、監査室が実施する。</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただ</p>	<p><u>ろ</u>による。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第8 寄附研究部門の事務は、<u>北部構内共通事務部</u>において処理する。</p> <p>第3 (同 左)</p> <p>2 室員は、部局（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）、<u>事務本部又は共通事務部</u>において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>第7 } (同 左)</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) 研究科、<u>総合生存学館</u>、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は准教授 各1名</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>(監査の実施)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 監査は、原則として、<u>実地監査</u>により行う。ただ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>し、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）並びに<u>事務本部の各部及び監査室をいう。</u>以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p> <p>（後 略）</p>	<p>し、状況によっては、監査を受ける部局等（各研究科等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）並びに<u>事務本部の各部及び総長室並びに各共通事務部をいう。</u>以下「監査の対象部局」という。）から書類等を取り寄せ、書面審査により行うことができる。</p>
<p align="center">京都大学吉田地区産官学連携推進拠点施設規程 （平成24年3月6日総長裁定）</p> <p>（前 略） （事務）</p>	<p>（事務）</p>
<p>第18条 拠点施設の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第18条 拠点施設の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p>
<p align="center">京都大学ローム記念館規程 （平成17年9月13日総長裁定）</p> <p>（前 略） （運営委員会）</p>	<p>（運営委員会）</p>
<p>第20条 記念館に、記念館の運営に関する重要事項を審議するため、ローム記念館運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者 (2) 産官学連携本部の教授 若干名 (3) <u>工学研究科事務部長</u> (4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 } 4 } (略) 5 } 6 }</p> <p>（事務）</p>	<p>第20条 } 2 } (同 左) (1) } (2) } (3) <u>桂地区（工学研究科）事務部長</u> (4) } 3 } 4 } (同 左) 5 } 6 }</p> <p>（事務）</p>
<p>第21条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第21条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p>
<p align="center">京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設規程 （平成23年3月8日総長裁定）</p> <p>（前 略） （事務）</p>	<p>（事務）</p>
<p>第18条 拠点施設の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p>	<p>第18条 拠点施設の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学船井哲良記念講堂・船井交流センター 規程 (平成19年10月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (運営委員会)</p> <p>第18条 記念講堂等に、記念講堂等の管理運営に関する事項について審議するため、船井哲良記念講堂・船井交流センター運営委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 管理責任者 (2) 研究国際部長 (3) <u>工学研究科事務部長</u> (4) その他管理責任者が必要と認める者 若干名</p> <p>3 } 4 } (略) 5 } 6 }</p> <p>(事務)</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第18条 } } (同 左) 2 } (1) } (2) } (3) <u>桂地区（工学研究科）事務部長</u> (4) } 3 } 4 } (同 左) 5 } 6 }</p> <p>(事務)</p>
<p>第19条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学宇治おうばくプラザ規程 (平成21年6月26日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第19条 記念講堂等の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p> <p>(事務)</p> <p>第17条 プラザの管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学楽友会館規程 (平成22年9月14日総長裁定)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第17条 楽友会館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(事務)</p> <p>第17条 楽友会館の管理運営に関する事務は、<u>施設部プロパティ運用課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学公印規程 (平成17年6月9日総長裁定)</p> <p>(前 略) (公印の作成等)</p> <p>第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、次条から第6条までの規定により、次に掲げる公印の区分に応じ、</p>	<p>(公印の作成等)</p> <p>第3条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後																						
<p>当該各号に掲げる者（以下「公印制定者」という。）が行うものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人京都大学及び京都大学の印、総長、学長、理事及び監事の印 総務部総務課長</p> <p>(2) 副学長の印 学務部学生課長</p> <p>(3) 事務本部の所掌に係る公印 当該室長、部長が指定する課長</p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する<u>部局の事務部長又は事務長</u></p> <p>2 前項各号に掲げる公印制定者は、当該各号に掲げる公印を作成、改刻又は廃止したときは、別記様式により総長に報告するものとする。 (中 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部及び部局事務部の部長の印</td> <td style="text-align: center;">2 3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部の室長、課長の印</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2 0</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第53条第1項の事務組織を含む。</u>）をいう。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } 4 } 5 } 6 } 7 }</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部及び<u>監査室</u>（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し</p>	種類	寸法	(略)		事務本部及び部局事務部の部長の印	2 3	(略)		事務本部の室長、課長の印	2 0	部局事務部の事務長、課長、室長の印	<p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) } (3) }</p> <p>(4) 別表の種類欄に掲げる公印のうち前3号に掲げる公印以外の公印 当該公印を作成、改刻又は廃止する<u>共通事務部の事務部長又は部局の事務部長若しくは事務長</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">寸法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部、<u>共通事務部</u>及び部局事務部の部長の印</td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務本部の室長、課長の印 <u>共通事務部の課長、センター長の印</u></td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>部局事務部の事務長、課長、室長の印</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、<u>組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。</u>）及び各共通事務部をいう。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } 4 } 5 } 6 } 7 }</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部及び<u>総長室</u>（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し</p>	種類	寸法	(同 左)		事務本部、 <u>共通事務部</u> 及び部局事務部の部長の印	(同 左)	(同 左)		事務本部の室長、課長の印 <u>共通事務部の課長、センター長の印</u>	(同 左)	部局事務部の事務長、課長、室長の印
種類	寸法																						
(略)																							
事務本部及び部局事務部の部長の印	2 3																						
(略)																							
事務本部の室長、課長の印	2 0																						
部局事務部の事務長、課長、室長の印																							
種類	寸法																						
(同 左)																							
事務本部、 <u>共通事務部</u> 及び部局事務部の部長の印	(同 左)																						
(同 左)																							
事務本部の室長、課長の印 <u>共通事務部の課長、センター長の印</u>	(同 左)																						
部局事務部の事務長、課長、室長の印																							

改正前	改正後
<p>旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。 (後 略)</p>	<p>旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p>
<p>財団法人大学コンソーシアム京都との包括協定等に基づく単位互換履修生に関する取扱要項 (平成17年2月15日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) (履修許可)</p>	<p>(履修許可)</p>
<p>第2 包括協定等に基づき、他大学等の学生が本学の開設する授業科目の履修を希望するときは、財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換履修生（以下「履修生」という。）として、当該科目を開設する学部又は高等教育研究開発推進機構（以下「機構」という。）が履修を許可する。</p>	<p>第2 包括協定等に基づき、他大学等の学生が本学の開設する授業科目の履修を希望するときは、財団法人大学コンソーシアム京都の単位互換履修生（以下「履修生」という。）として、当該科目を開設する学部又は国際高等教育院（以下「教育院」という。）が履修を許可する。</p>
<p>(履修できる授業科目)</p>	<p>(履修できる授業科目)</p>
<p>第3 履修生が履修することができる授業科目は、当該授業科目の担当教員が履修生の履修を認めるもので、当該授業科目を開設する学部又は機構が定める科目とする。</p>	<p>第3 履修生が履修することができる授業科目は、当該授業科目の担当教員が履修生の履修を認めるもので、当該授業科目を開設する学部又は教育院が定める科目とする。</p>
<p>(中 略) (本学学生の履修する授業科目の区分及び選定)</p>	<p>(本学学生の履修する授業科目の区分及び選定)</p>
<p>第7 本学学生が包括協定等に基づき履修できる他大学等の授業科目は、全学共通科目として取り扱うものとし、機構において、履修することのできる授業科目、分野等の選定を行うものとする。</p>	<p>第7 本学学生が包括協定等に基づき履修できる他大学等の授業科目は、全学共通科目として取り扱うものとし、教育院において、履修することのできる授業科目、分野等の選定を行うものとする。</p>
<p>(後 略)</p>	
<p>京都大学清風会館使用規程 (平成16年4月1日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) (事務処理)</p>	<p>(事務処理)</p>
<p>第11条 会館に関する事務は、施設部管理課において処理する。</p>	<p>第11条 会館に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。</p>
<p>(後 略)</p>	
<p>京都大学黄檗宿泊施設使用規程 (平成24年9月27日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) (事務処理)</p>	<p>(事務処理)</p>
<p>第15条 宿泊施設に関する事務は、施設部管理課において処理する。</p>	<p>第15条 宿泊施設に関する事務は、施設部プロパティ運用課において処理する。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>附 則 この要項は、平成25年4月1日から実施する。</p>